

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成22年11月30日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 兼医療健康課長	原 田 昇 君	経済建設部次長 兼都市計画課長	鈴 木 重 利 君
経済建設部次長 兼環境課長	加 藤 慎 君	会計管理者 兼出納室長	塚 本 邦 広 君
総務防災課長 監査委員事務局長	神 谷 元 弘 君 福 井 康 夫 君	代表監査委員	古 橋 洋 一 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第 60 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (5) 議案上程・提案説明・質疑
議案第 61 号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第 62 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
議案第 63 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第 64 号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (6) 議案上程・提案説明
議案第 65 号 豊明市交通安全条例の一部改正について
議案第 66 号 尾張東部地区広域行政圏協議会の廃止について
議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について
議案第 68 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第 69 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第 70 号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について
議案第 71 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定

- (3) 諸報告
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第 60 号
- (5) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決
議案第 61 号から議案第 64 号まで
- (6) 議案上程・提案説明
議案第 65 号から議案第 71 号まで
- (7) 請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
請願第2号 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願
- (8) 議員派遣の件

午前10時開会

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 22 年第4回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 22 年豊明市議会第4回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 22 年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

既にご承知の方もおられるかと思いますが、先月の 24 日に三重県四日市市で開催をされました第6回の全国ジュニア自転車競技大会において、小学校1・2年の男子の部において、三崎小学校2年生の佐藤君が全国優勝をして金メダルを獲得いたしました。心からお祝いを申し上げたいと思います。

この大会は、3歳から高等学校の生徒までを対象にした全国唯一のジュニア大会であります。全国から約 450 名の選手が参加をして、競い合って優勝の栄を勝ち取ったと、こういうことで、豊明市としても、久しぶりに明るいニュースとなっております。

優勝した佐藤君は、将来はフランスのツール・ド・フランスに出たいということを言って夢を語ってくれました。本当に明るいニュースの一つであったというふうに思っております。

さて、本定例会には、人事案件、条例等の案件、それから補正予算案件等、合計で 12

議案を上程させていただいております。

いずれも重要案件でございますので、議員の皆さん方には十分にご審議を賜り、全案件とも可決・ご承認をいただきますよう心からお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告をいたします。

今期定例会の運営について、去る11月24日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から12月17日までの18日間とし、一般質問については、12名の議員からの通告がありましたので、12月1日より12月3日までの3日間を質問日に充て、それぞれ1日4名の議員の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第60号は、人事案件でありますので本日即決することとし、また、議案第61号から議案第64号までの4議案につきましては、提案説明の後に質疑を行い、その後、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うことといたしました。

さらに、議案第65号から議案第71号までの7議案については、所管の各委員会に付託することといたしました。

次に、陳情につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第11号は福祉文教委員会に、陳情第12号は総務委員会に付託し、その他の3件につきましては、参考配付することといたしました。

続いて、お手元に配付されておりますとおり、請願第1号及び請願第2号につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、請願第1号及び請願第2号は、福祉文教委員会に付託することといたしました。

また、お手元に配付されておりますとおり、議員派遣の件につきましては、本日の予定議

事の終了後に日程に追加することいたしました。

最後に、議案等の質疑は同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守いただきますようお願いいたします。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が12月1日の正午まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が12月16日の正午まででありますので、お間違えのないようにご留意を願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告します。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、2番 近藤郁子議員と18番 堀田勝司議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 22 年7月から同年9月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成 22 年8月 30 日、9月 29 日、10 月 25 日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を、同条第7項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、情報システム課を9月に、児童福祉課及び学校教育課、指導室を10月に、そして財政援助団体監査といたしまして、豊明市文化協会及び当該団体を所管する生涯学習課を9月に監査したものでございます。

これらの監査の結果につきましては、9月に実施した情報システム課においては、インターネット接続契約において、業者選定調書に不備な点が見受けられたので、留意されたいという件。

また、財政援助団体の豊明市文化協会においては、支出明細書において、受領印のない領収書や、領収書の添付されていないものが見受けられたので、今後、支出の根拠となる書類の整備を確実にされたいという件。

当該団体を所管する生涯学習課においては、実績報告書等の審査を確実に行うとともに、補助団体に対する指導を十分にされたいという件でございます。

さらに、10月に実施した児童福祉課においては、児童館等コピー使用料の単価契約において、見積書及び見積徴集結果表に記載誤りや記入漏れが見受けられたので、留意されたいという件。

学校教育課、指導室においては、学校資源ごみ回収運搬業務委託契約書において、添付されている仕様書に記載誤りが見受けられたので、適切な処置をされるとともに、今後留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.9 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第 11 号は福祉文教委員会に、陳情第 12 号は総務委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第 60 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.10 ○市長(相羽英勝君)

それでは、議案第 60 号 人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明をさせていただきます。

皆さんのお手元にありますように、下記の者は、平成 23 年 3 月 31 日任期満了となりますので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

記といたしまして、住所は、豊明市二村台4丁目7番地 13。

氏名は、東 弓子。

生年月日は、昭和 17 年 7 月 28 日生まれであります。

この案を提出するのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからでございます。

ご承知のとおり、東さんにつきましては、次の略歴にありますように、国際感覚、見識とも大変豊かな方でございます。平成 17 年から人権擁護委員として2期お務めをいただいておりますので、既にご承知の方も多いわけであります。そのお人柄、高潔な人格、実直な性格で、多くの人々から親しまれておられる方でございます。

また、平成 17 年 4 月からは、豊明市市民相談員、豊明市表彰審査委員会委員、豊明市社会教育委員等をお務めいただいております。

なお、任期は平成 23 年 3 月末日でございますが、法務省へ委嘱日の2カ月前に推薦書を提出することになっておりますので、今定例会に提案するものであります。

以上、議員の皆さんの賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

No.11 ○議長(矢野清實議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入

ります。

討論のある方は挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.12 ○9番(石橋敏明議員)

議案第 60 号について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

東 弓子さんにつきましては、略歴にもありますように、英語教師を始め外国の経験も広く、地域の信頼も厚く、教養・人格などにすぐれ、6年間の実績もあり、適任と考え、賛成といたします。

No.13 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.14 ○6番(杉浦光男議員)

賛成討論をいたします。

人権問題については、表現の自由だとか信教の自由というような古典的な人権の領域だけでなく、社会の変化に対応した人権、すなわち虐待等に見られるような子どもの人権、それから高齢者の人権、外国人の人権等、その内容についてはたくさんございます。それゆえ、人権擁護の問題は非常に重要な問題だというふうに考えております。

その中で東 弓さんは、公職歴にありますように、各仕事を立派に果たされております。

また、国際感覚は言うまでもなく、母親の視点、それから市民としての視点を十分に持ち合わせております。

そういう意味で、私たち豊明市民の人権を守ってくださるものと確信をしております。

よって、賛成といたします。

No.15 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.16 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 60 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.17 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第 61 号から議案第 64 号までの4議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、いずれも国家公務員の給与改定等に伴う条例改正でありますので、提案説明及び質疑を一括して行います。

理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.18 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 61 号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をしていきます。

この案を提出しますのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからであります。

国家公務員の改正に準じた内容で、期末手当につきましては、年間支給月数を全体で 0.15 カ月分を減額するものであります。

それでは、改正条文の説明をしていきますので、1枚おめくりください。

第1条において、12月に支給するものについて「100分の165」を「100分の150」として、0.15カ月分を減額をしていきます。

第2条は、23年4月から適用させるための条例改正で、6月に支給するものについて「100分の145」を「100分の140」とし、12月に支給するものについて「100分の150」を「100分の155」とするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成22年12月1日から施行し、ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行するものといたします。

以上で議案第 61 号の説明を終わります。

続いて、議案第 62 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この案を提出しますのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからであります。

先ほど説明しました議案第 61 号と同様に、国家公務員の改正に準じた内容で、期末手当につきましては、年間支給月数を全体で 0.15 カ月分を減額するものであります。

それでは、改正の中身を説明しますので1枚おめくりください。

第1条、第2条とも、議案第 61 号と同様であります。第1条において、12月に支給するものについては「100分の165」を「100分の150」とします。

第2条において、6月に支給するものについて「100分の145」を「100分の140」とし、12

月に支給するものについて「100分の150」を「100分の155」とするものです。

附則といたしまして、この条例は平成22年12月1日から施行し、ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行をいたします。

続いて、議案第63号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この案を提出しますのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからであります。

この議案も、先ほど説明いたしました議案第61号、議案第62号と同様に、国家公務員の改正に準じた内容で、期末手当につきまして、年間支給月数を全体で0.15カ月分減額するものであります。

改正の中身です。1枚おめくりください。

この改正の中身も、議案第61号、議案第62号と同様であります。第1条において、12月に支給するものについては「100分の165」を「100分の150」とし、第2条において、6月に支給するものについて「100分の145」を「100分の140」とし、12月に支給するものについて「100分の150」を「100分の155」とするものです。

附則といたしまして、この条例は平成22年12月1日から施行いたします。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行をいたします。

続いて、議案第64号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をしていきます。

豊明市職員の給与に関する条例、豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を一括して改正する条例を、別添のとおり定めるものであります。

提案理由は、人事院勧告及び人事院規則の一部改正に伴い必要があるからであります。

我が国の経済情勢は、昨年夏以降、持ち直してきているものの、民間の雇用、賃金情勢は本年も厳しい状況が続いていることから、この夏の人事院勧告では、月例給、特別給のいずれも引き下げる勧告が出されました。

本市においては、この人事院勧告を尊重し、国に準じて本市職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

また、勤務時間、休暇等に関する条例と、育児休業等に関する条例についても、所要の改正を行うものであります。

職員の給与に関する条例の主な改正理由は、3点になっていきます。

まず1点目は、給料表の改正です。これは、民間との比較において、公務員の月例給が上回っております。官民格差是正のため、平均0.1%引き下げるものです。ただし、若年層は引き下げを行いません。

2点目は、給料表を引き下げた上で、さらに55歳を超える職員については給料、地域手当、及びこれを基礎とする期末・勤勉手当の支給額を1.5%減額をいたします。

3点目は、期末・勤勉手当についてです。期末・勤勉手当につきましては、民間との均衡を図るため、年間支給月数を全体で0.2カ月引き下げを行います。

期末手当につきましては、年間支給月数を2.75カ月分から0.15カ月分引き下げをして、2.60カ月分となります。

また勤勉手当については、年間支給月数を1.40カ月分から0.05カ月分引き下げまして1.35カ月分となります。

また、給与調整といたしまして、4月から11月までの官民格差相当分といたしまして、給与の0.28%を12月の期末手当から減額をいたします。

次に、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容は、いわゆる現給保障についても0.41%引き下げるというものであります。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正の内容は、給与条例改正に伴う55歳を超える職員の給与減額関係の読み替えを規定していくものです。

4点目の職員の育児休業等に関する条例の改正については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同様に、給与条例改正に伴う55歳を超える職員の給与減額関係の読み替えを規定するものであります。

それでは、議案書に基づきまして順次改正内容を説明していきますので、議案書を1枚おめくりください。

最初に、豊明市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち、豊明市職員の給与に関する条例の一部改正になっていきます。

全体的な話で申し上げますと、第1条は、平成22年度における適用分であり、第2条が、平成23年度以降について適用する条文改正になっていきます。

それでは、最初のページの上から4行目、第20条第1項とありますが、この条は、期末手当について規定されている条項で、12月期に係る期末手当を100分の15減じて100分の135とするものであります。

それから、少し下がって今度は9行目、第21条第1項中とありますが、この条項は、勤勉手当の総額について規定されている条項で、ここでも100分の5を減ずるものであります。

それから、少し下がって下の附則の改正になっていきます。7と書いてある部分です。

第7項は、期末手当及び勤勉手当に関する特例措置を規定したのですが、これを全面的に改め、55歳を超える職員の給与の減額について規定するものであります。

これは、当分の間行政職給料表(一)の6級以上の職員が、55歳に達した日以後の最初の4月1日以後において、第1号の給料月額、ちょっと一枚めくってください、中ほどにあります第2号の地域手当、それから第3号の期末手当、また一枚めくってください、1行目に書いてあります第4号の勤勉手当、またさらに中ほどにあります第5号、これは休職者に支給する給与の規定ですが、以上の5つの項目について、それぞれ1.5%を減額するという改正です。

続いて、次のページをお願いします。

第9項、第10項、第11項についても、55歳を超える職員に支給される給与を、それぞれ1.5%減額するという規定の改正であります。

第9項は、時間外手当、休日勤務手当、それから夜間勤務手当について定めたものです。

第10項は、勤務しない1時間につき給与を減額する場合の1時間当たりの給与減額について規定したものです。

第11項は、勤勉手当の総額について所要の改正を行うものであります。

それから、次のページへ行ってください。しばらく今度は別表となります。

2ページほどはねていただきますと、行政職給料表(一)及び行政職給料表(二)の表が記載してありますが、このような給料表に改正をいたします。

それから、しばらく給料表を飛ばしていただくと、また条文の改正があります。

第2条の条文の改正になっていきますが、ここは、冒頭で説明いたしましたとおり平成23年度以降について規定するもので、期末・勤勉手当については、合計で0.2カ月分減額をしますが、今年度は6月分については既に支給済みであるため、12月分で0.2カ月分の1年間分を減額をしました。しかし、23年度以降は、これを6月分と12月分でバランスをとって0.2カ月分を減額する改正になります。

条文をごらんいただきますと、第20条は、期末手当を所要の月数に改め、また第21条は、勤勉手当を所要の月数に改正をしていくというものであります。

次のページをお願いします。

今度は第3条ですけれども、豊明市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、現給保障されている職員も0.41%を減額するという改正の内容になっていきます。

それから、その下へ行きますと、附則になっていきます。

附則第1条は、施行日は平成22年12月1日からいたします。ただし、第1条中第24条の改正部分は平成23年1月1日から、第2条の改正は平成23年4月1日からとするものであります。

それから、また1枚めくってください。

上から6行目、附則第3条は、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置で、4月から11月の官民格差相当分を年間給与で見え解消するため、12月の期末手当から比較相当分として給与の0.28%を減額するというものであります。

それから、もう1枚はねてください。最後から3枚目のページになります。

また給料表が記載されております。この給料表は、月例給の給与について減額対象とならない職務の級数及び号給の表でございます。

先ほど冒頭で、若年層の部分については給与の改正は行わないということを行いましたので、給与の改正をしない給料表をここで表示をしております。

それから、また1枚めくってください。

今度は附則の第4条であります。平成22年4月1日前に55歳に達した職員に係る1.5%の減額規定は、平成22年12月1日から適用するというものであります。

以上で説明を終わります。

No.19 ○議長(矢野清實議員)

理事者の説明は終わりました。

4議案一括して質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.20 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、議案第61号、議員の期末手当の減額、それから議案第62号、特別職の期末手当、それから議案第63号、教育長、さらに議案第64号の一般職員ですが、それぞれの減額される額についてお示しいただきたいと思います。

それから、議案第64号の職員の部分については、減額の対象になる年齢、40歳以上、それから55歳以上、それぞれの人数についてご説明をいただきたいと思います。

No.21 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.22 ○行政経営部長(宮田恒治君)

今回の改正で減額の対象の額ですけれども、議員さんの減額は、トータルで約190万円になります。それから特別職、市長、副市長の分については、35万円ほどになります。それから教育長については、15万円ほどの減額となっていきます。

それから、今回、減額の対象になる職員は、全部で283名が減額の対象になっていきます。率にすると、大体54%ぐらいの職員が減額の対象となります。

終わります。

No.23 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.24 ○15番(山盛左千江議員)

すみません、全員の人数ではなく、40歳以上、55歳以上の対象者数を聞いたつもりだったので、再度答弁をお願いします。

それから、64号の全体の影響額、減額の金額をお伺いしたいのと、できましたら、5項目について減額されていくと思います。給料、地域手当、期末手当、勤勉手当等あったと思いますが、それぞれについても計算されておりましたら、あわせて説明いただきたいと思っています。

No.25 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.26 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、職員の分の全体の減額ですが、トータルすると約4,700万円の減額になっていきます。

それから、55歳以上の対象者が71名、それから40歳以上の対象者が212名という形になります。

それから、その内訳ですが、4,700万円の大半は、期末・勤勉手当の削減が大きく、これが約3,900万円になっていきます。ここが大部分な形になっていきますが、あとは給料の分で約240万円ほどになっていきます。それからあとは、マイナス調整を加えますので、これが約370万円ほどありますので、トータルすると約4,700万円の減額となっていきます。

終わります。

No.27 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.28 ○14番(榊原杏子議員)

今、お答えのありました削減額についてお聞きしますけれども、議員、特別職も含めてでも、その職員の分の4,700万円でも構いませんけれども、この削減額についてどのように使っていくということがありましたら、お答えいただきたいと思っています。

それから、これは昨年も聞いたんですけれども、地域の賃金の実情について、人事院勧告で示された国全体の実情と別に、独自で調査をされましたでしょうか。

それから、今回の引き下げにより、この地域に及ぼす影響というのは、具体的にどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

それからもう一点、人事院勧告の一連の勧告・報告の中で、非常勤職員への育児休業

制度の適用ということも意見がされておりますが、これについては反映をされていますでしょうか。いないとすると、これについて早急に適用していくという検討はされましたでしょうか。お願いします。

No.29 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.30 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、削減の使い道、約 4,700 万円ほど浮いてくることになりませうけれども、厳しい財政運営の中でありませうけれども、こうして得られた財源は、また来年以降の市民サービスの向上のための財源に充てる考えであります。

それから、地域の賃金の実態は調査したかということではありますが、この地域の実態を市独自では調査はしておりませう。市の職員であつても、やっぱり給与は市民に説明できる中身でなければならぬと思つておりますので、社会的な給与水準と比較をして均衡をとる必要があると考へておりますので、人事院勧告を尊重して給与改正を行つてきております。

それから、給与の引き下げについて地域経済に与える影響はといひますのは、公務員の給与の減額だけがどれだけ地域経済に影響を与えるかということは、ちょっと不明の部分がありますけれども、可処分所得が減っていきますので消費が落ち込むということ考へれば、マイナスの要因の一つではないかと思ひます。

それから、非常勤職員の育児休業の改正ですけれども、今回、これは人事院勧告ではなくて、人事院が国に対して意見を求めたものでありますけれども、これは来年4月に改正される予定であります。規則の中で改正をいたしますけれども、まだ詳細が市のほうに来ておりませうので、また詳細がわかつたら規則の改正を行つていく考へております。

終わります。

No.31 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませうか。

榊原杏子議員。

No.32 ○14番(榊原杏子議員)

先ほどの答弁で、市民サービスの向上のための財源にお使いになるということですが、具体的に答へていただきたいと思ひます。

それから、財政難だから引き下げるといふ理由ではなかつたものですから、民間との格差

ということで下げるといふことであるのに、市民サービス向上のための財源として使っていくといふことですから、あえてといふことでしょうか、理由をお聞きします。

それから、非常勤職員への制度適用については、では、国がそれを行う場合には、当市の非常勤職員についても育児休業制度を適用していくといふ方向性でよろしいでしょうか。お願いします。

No.33 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.34 ○行政経営部長(宮田恒治君)

この給与削減によって得られた財源は、一般財源として取り扱っていきますので、特定財源ではありませんので、来年以降の新たな市民サービスの財源として使用させていただきます。

また、現在はまだ予算調製中でありますので、何に充当するかについては、まだここではお答えできませんので、お願いいたします。

それから、非常勤の関係でありますけれども、この規則の改正の中で、臨時的任用の職員、市役所でいうアルバイト的な方の育児休業の改正は、この中では除かれていますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上で終わります。

No.35 ○議長(矢野清實議員)

前山美恵子議員。

No.36 ○22番(前山美恵子議員)

では、質問をさせていただきます。

今回は、国家公務員の一般職の給与・期末手当の引き下げなんですけれども、それに倣って地方公務員も引き下げるといふふうですが、本市の場合、今回の広報に21年のラスパイレスの指数が載っておりましたけれども、これが22年はどういう方向でしょうか。国家公務員が100とすると100に近いんでしょうか。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、地方公務員の給与については、この間もう下がりっぱなしです。もう何年か前から下がりっぱなしだと思うんですけれども、そのときから公務員の方の給与はどれぐらい減ったのか、ちょっと試算をしていただけたでしょうか。

それから、地域経済の問題が出ましたが、漠然として影響は大きいだろうといふことなん

ですけれども、公務員の給与が引き下がれば、こちら辺の中小業者の人たちの給与も、これに倣って引き下がるという傾向があるわけですが、こうしますと、ちょっと心配されるのが、来年度の本市への税収が、この影響でどれくらい減るのかなというのが、もし試算として出ておりましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

No.37 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.38 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、職員のラスパイレス指数ですが、毎年広報で公表しておりますが、21年度のラスパイレス指数は96.7であります。22年度については国から公表されておられませんので、まだ22年度についてはわかりませんが、多分、大きな変化はないだろうと思っています。

それから2つ目の、職員の給与がどれだけ下がってきたかということですが、これも広報で公表しております数値でいいますと、平成17年が職員平均年間約670万円で公表しておりますけれども、平成21年度が620万円ほどで公表いたしましたので、ピークに比べると約43万円ほどのマイナスになってきております。

それから、地域経済に与える影響、住民税にどう影響があるかということですが、これは先週、実施計画でご報告をいたしましたが、これから市税もどんどん見込みも収入も落ちてくるだろうという考えの中でありまして、この中で当然、住民税も入っておりますが、22年度の決算見込みから23年度はさらに個人住民税は落ちるだろうと予測をしております。

額とは聞かれますと、大体4,000万円から5,000万円ぐらい落ち込むだろうと予測はしております。

以上で終わります。

No.39 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.40 ○22番(前山美恵子議員)

ラスパイレス指数が21年度で96.7、全国平均でいきますと98.4ということで、豊明市の公務員の給与は全体で見ても低いわけです。これで22年度もほとんど大きな変化はないということは、国家公務員に倣ってなぜ引き下げをしなきゃいけないのかということで、引き下げなければ国家公務員に近くなるんじゃないかなと思うんですけれども、この点で

はどのようにでしょうか。

No.41 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.42 ○行政経営部長(宮田恒治君)

職員の給与ですけれども、これは地方公務員法に定めます情勢適用の原則に基づいて、国の給与制度を取り入れています。

ラスパイレス指数を上げるとなると、また別の、給料水準を引き上げるという措置を別途考える必要がありますけれども、今回は、国の人事院勧告に定めた給料表を使って改正いたしました。

終わります。

No.43 ○議長(矢野清實議員)

これにて、議案第 61 号から議案第 64 号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 61 号から議案第 64 号までの4議案については、豊明市議会会議規則第 37 条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.44 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号から議案第 64 号までの4議案については、委員会付託を省略し直ちに討論・採決に入ります。

初めに、議案第 61 号について討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.45 ○議長(矢野清實議員)

これにて、議案第 61 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 61 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.46 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 62 号について討論・採決に入ります。
討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.47 ○議長(矢野清實議員)

これにて、議案第 62 号の討論を終結し採決を行います。
議案第 62 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.48 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 63 号について討論・採決に入ります。
討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.49 ○議長(矢野清實議員)

これにて、議案第 63 号の討論を終結し採決を行います。
議案第 63 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 64 号について討論・採決に入ります。
討論のある方は挙手を願います。
榊原杏子議員。

No.51 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 64 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について討論をいたします。
本年の人事院勧告は、昨年に引き続きマイナス勧告となりました。これとあわせて定年延長への道筋や、非常勤職員に育児休業制度等を適用すること、採用試験制度の見直しや超過勤務の縮減、心の病で休職した職員の復帰促進策などに言及したことは評価できるものの、たびたび述べているように、労働基本権の制約を受ける公務員にとって、その代償措置の根幹たる人事院勧告でマイナス勧告が出されること自体に大きな問題があると考えます。

また、調整と称して、さかのぼって4月から引き下げた場合のマイナス分を 12 月に一気

に引き去るという手法がとられてきましたが、実質的にこれは4月からの引き下げと同じであり、不利益不遡及の原則に反しています。

さらに今回は、民間企業の高齢職員の給与が下がっているとして、55歳を超える職員の俸給及び特別調整額の1.5%引き下げと、40歳台以上の職員の俸給の平均0.1%引き下げという特例的な引き下げ措置が初めて勧告されました。

年齢を理由にして一律に引き下げるということは、この間、人事院が年功的人事を是正し、能力実績主義を強化するというように提起してきた流れとも矛盾をしています。

現在、公務員の労働基本権を回復した上で、人事院勧告は廃止に向かうという検討もなされているところではありますが、働く人たちの権利が保障されないままに、またもやマイナス勧告が出され、給与引き下げが行われようとしていることを大変残念に思います。

「民間が下がっているのだから、このご時世下がって当たり前」という声も聞かれますが、民間準拠は一つの指針とはなり得るとしても、今、労働者にとって深刻な問題なのは、官民格差ではなく、全体として労働に対する対価が低く見積もられがちになってきたことです。

公と民間で賃金を下げ合って人件費総額を減らすことはやめ、人々が互いの働きの価値を認め合い、社会全体がもっと労働に対する対価を増やしていく方向に仕向けていかなければ、労働者の貧困はますます拡大し、消費は落ち込み、景気悪化や少子化などさまざまな社会問題が進行するばかりです。

そうした意味でも、民間準拠を基本とする人事院勧告制度は時代にそぐわなくなってきたのかもしれませんが。

さて、当市においても、他の多くの地方自治体と同様に、これまで人勧どおりの引き下げを行ってきました。その是非もさることながら、国家公務員の改定にただそのまま倣って思考停止しているところに、市としての問題があります。

なぜ引き下げを行うのか、それによる削減額をどのように生かしていったらよいか、地域に及ぼす影響はどうかなど、主体的な政策判断に欠けるところが、どうにも歯がゆく感じます。

民間が下がっているから下げるのであれば、その削減額は、やりくりの中で消えてしまうようなあいまいな使い方ではなく、雇用対策の強化など、はっきりと失業者や貧困労働者へ向けた施策に振り向けられるべきであります。

一方で、給与勧告その本体以外に一連の人事院勧告として、これまでに示されてきた人事制度改革の理念や方向性などは、余り生かされてきておりません。

例えば、能力主義を強化する給与体系に変わりましたが、評価が機能せず、ほとんど従来どおりであったり、任期付職員など新しい任用制度の活用や、官製ワーキングプアとも呼ばれる非常勤職員の待遇改善など、必要とされることは何度求めても手をつけようとしておりません。

安易なばかりか、都合よく人勧の一部だけを切り取って使うようなやり方には賛同できま

せんので、この議案には反対をいたします。

No.52 ○議長(矢野清實議員)

前山美恵子議員。

No.53 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 64 号 職員給与に関する条例等の一部改正について、反対の討論をいたします。

今年4月に人事院が実施した民間給与調査で、公務員給与が民間を 757 円上回ったとの理由で、国家公務員一般職の 2010 年度の給与について、月給を 0.19%、期末・勤勉手当を 0.2 カ月引き下げるとし、それに倣って本市でも引き下げるとしました。

今回の月給とそれから期末手当の同時引き下げは、昨年につき2年連続となり、昨年が過去最大の減額幅でしたから、さらに厳しい勧告が下されたと言わざるを得ません。

平均年間給与が9万 4,000 円減額という大幅な賃金の引き下げとなり、この勧告で給与は 2005 年をピークにして 43 万円も引き下がりました。その前でいいますと、1998 年から見ますと、実に 12 年間で 70 万 9,000 円も引き下がっております。

期末手当に至っては、支給月額が 1963 年度以来、実に 47 年ぶりに4カ月を切って 3.95 カ月となりました。

さらに容認できないのは、55 歳を超える職員に対する賃金を抑制した措置が盛り込まれたことであり、これは、年齢差別と言わざるを得ません。

この勧告で、月給は平均 39 万 4,900 円となり、年間 633 万 9,000 円になり、これに連動して民間賃金がさらに引き下げられる、下がればそれだけ消費に回すだけのお金が減るといふ悪循環が起きるわけであります。

負の連鎖になってまいりますから、地域経済に大きな影響を及ぼすことは確実であり、本市の市税収入も減収となるというわけであります。

このことを考えれば、人事院の責任は重大であると言わざるを得ません。

最後に、今回も申し上げますが、こここのところの人事院は、政府の公務員賃金抑制方針に迎合し、労働基本権制約の代償措置としての矜持を投げ捨てた勧告権の乱用としか言いようがありません。

以上、討論といたします。

No.54 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

これにて、議案第 64 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 64 号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.55 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

No.56 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 65 号から議案第 71 号までの7議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 65 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民生活部長。

No.57 ○市民生活部長(平野 隆君)

議案第 65 号 豊明市交通安全条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出しますのは、愛知県内の交通事故等の状況にかんがみまして、市内においても、交通安全に対する意識の向上を高めるため、必要があるからでございます。

では、内容を説明しますので、1枚はねてください。

本文1行目から3行目までは、第4条から第 13 条までをそれぞれ3条ずつ繰り下げるものとなっております。

その中で、2行目にあります「第 11 条中第3号を削り」とありますのは、第 11 条は市が支援する交通安全活動団体を定めている条文でありますけれども、そのうち豊明市交通少年団という団体は現存しておりませんので削除することとし、同条を第 14 条といたします。

そして、第3条の次に第4条から第6条の3条を加えます。

第4条は、飲酒運転の根絶について。

第5条は、高齢者等交通弱者の交通安全対策について。

第6条は、チャイルドシートを含むシートベルト着用の推進についてであります。

いずれも、交通安全啓発の推進について明記をするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.58 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 66 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.59 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 66 号 尾張東部地区広域行政圏協議会の廃止について説明をいたします。

地方自治法第 252 条の6の規定に基づき、平成 23 年3月 31 日限りで尾張東部地区広域行政圏協議会を廃止するものであります。

この案を提出しますのは、尾張東部地区広域行政圏協議会を廃止するため必要があるからであります。

広域行政圏協議会については、大都市周辺における広域的な施策の実施のための組織として設置されたものであり、構成市町は瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町の4市2町であり、昭和 56 年4月に発足をいたしました。

本協議会では、これまで広域行政圏計画の策定と、その実施に係る連絡調整や、広域行政に必要な調査研究を進めてきたところであります。

しかしながら、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展の中で、国・県が設定した従来の行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたとして制度が廃止されました。

これを受けて、本協議会は平成 22 年度をもって廃止するという方針が決定されました。

そのため、構成市町の各議会において協議会の廃止議案を提出するものであります。

なお、今後につきましては、法定協議会の廃止を受けまして、平成 23 年度からは、同じ圏域において任意の組織として課長レベルの新組織を立ち上げる予定であります。

以上で説明を終わります。

No.60 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 67 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.61 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 67 号 豊明市一般会計補正予算(第4号)について説明をしていきます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億 1,290 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188 億 8,202 万 5,000 円とするものであります。

歳出より主なものを説明していきますが、各款に計上されています人件費については、

人事異動による所要の調整を行ったものですので、ここでは説明を省いていきますので、お願いいたします。

それでは、11、12 ページをお開きください。

まずは上段の表です。2款 総務費のうち2目の秘書人事管理費、共済費で490万8,000円の増は、派遣職員を引き上げたことによるものであります。

それから、下段の表になっていきます。3款 民生費のうち1目の社会福祉総務費、繰出金1億1,978万6,000円の増は、医療費の増加に伴う国民健康保険特別会計に繰り出すものであります。

2目の老人福祉費のうち19節 負担金、補助及び交付金は、シルバー人材センターの補助金637万4,000円の減は、職員の派遣を引き上げたことによるものであります。

1枚まためくってください。13、14 ページになります。

3目の心身障害者福祉費の知的障害者授産施設運営費補助金の1,076万3,000円の減は、これも派遣職員の給与等を直接支払いすることによるものです。

20節 扶助費1,847万3,000円の増は、これは介護給付を受ける対象者の増加によるものであります。

4目の福祉医療費、20節の扶助費1,780万円の増は、これは医療費の増加に伴うものであります。

5目の後期高齢者医療費の19節 負担金、補助及び交付金2,801万6,000円の増は、療養給付費の負担金、事務費負担金の確定に伴うものであります。

次のページの15、16 ページをお願いいたします。

まずは上段の表になっていきます。1目の児童福祉総務費のうち15節の工事請負費は、児童館等整備工事費755万6,000円の増と、18節の備品購入費120万7,000円の増は、唐竹児童クラブ室を設置するための増加によるものであります。

2目の保育園費は、要綱改正等により国・県からの交付金の増減分を財源振替をしたものによります。

下段の4款の表です。4款 衛生費、2目 予防費のうち13節 委託料6,427万8,000円の増の主なものは、予防接種委託料、成人病診断等委託料が、対象者の増加によって増えたものであります。

続いて21、22 ページをお願いいたします。

中段の表になります。8款 土木費、5目 都市下水路費の28節 繰出金1,137万5,000円の減は、下水道債の繰上償還に伴うものであります。

それから次のページ、23、24 ページをお開きください。

上段の表です。10款 教育費、2目 教育振興費のうち11節 需用費の消耗品費1,690万9,000円と印刷製本費282万5,000円の増は、いずれも学習指導要領の改定によるものであります。

それから、下段の表です。3目 学校建設費は、沓掛中学校校舎建設工事費が契約終

了により600万円を減し、同中学校に新たに駐輪場を建設するために498万8,000円を追加いたしましたので、差し引き101万2,000円を減いたしました。

同様に、委託料も差し引きしますと70万2,000円の減となります。

続いて25、26ページをお願いいたします。

まずは上段の表になっていきます。12款 公債費、2目の利子1,451万6,000円の増ですが、これは、今年度借入れの長期債の利率が確定したことによって、増をかけたものであります。

それから、下段の表です。13款 諸支出金の財政調整基金積立金6億1,483万7,000円の増は、財政調整基金に積み立てていくものであります。

続いて、歳入の説明をしていきますので、5ページ、6ページに戻っていただきたいと思っております。

まず上段の表になります。9款 地方交付税の4億9,614万円の増は、地方交付税が確定したことによるものであります。

中段の13款 国庫支出金、民生費の国庫負担金は、障害者自立支援給付費等国庫負担金は、先ほど歳出で説明しました心身障害者扶助費の増加に対するものであります。

その下の表です。同じく1目の民生費の国庫補助金のうち、2の児童福祉費補助金は、要綱改正により県費からの変更と、増額分によるものであります。

続いて7ページ、8ページをお願いいたします。

下段の表です。14款 県支出金の2目 民生費県補助金のうち3の福祉医療費補助金665万円の増は、これは医療費の増加に伴うもの。また4の児童福祉費補助金の主なものは、唐竹児童クラブ室整備の補助金であります。5の保育園費補助金は、国庫補助金への組み替え分であります。

続いて9、10ページをお開きください。

下段の表です。18款 繰越金の前年度繰越金3億6,796万4,000円の増額であります。これは、21年度の繰越金をすべて予算化したものであります。

以上で説明を終わります。

No.62 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第68号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

No.63 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第68号 平成22年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億 3,088 万 3,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 64 億 2,393 万 5,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の8ページ、9ページをお願いします。

初めに、一般管理費の国民健康保険人件費の 94 万 7,000 円の増額は、人事異動による増額でございます。

次に、保険給付費でございます。一番上の一般被保険者療養給付費を4億 6,601 万 1,000 円の増額をします。これは、医療費に不足が見込まれますので増額をするものでございます。

続きまして、その下の一般被保険者療養費は、鍼灸・マッサージ等に係る費用であります。同じくこれも不足しますので、865 万 7,000 円を増額するものでございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思います。

一番上でございますが、一般被保険者高額療養費の1億 2,244 万円の増額につきましては、これも療養給付費と同じように、高額療養費に不足が見込まれますので増額するものでございます。

それから、その下の5款の老人保健医療費拠出金の 7,470 万 4,000 円の減額につきましては、支払基金より額の確定通知がありましたので、不用額を減額するものでございます。

続きまして、一番下の介護納付金の 753 万 2,000 円の増額も、支払基金より額の確定があり、増額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、一番上の2款 国庫支出金の療養給付費等負担金を総額で1億 3,927 万円増額するものでございます。これは、歳出に計上いたしました療養給付費等の約 34%相当額が国から交付されるものでございます。

続きまして、その下の老人保健医療費拠出金負担金を 2,609 万 2,000 円減額するものがあります。これは、歳出で説明いたしました支払基金からの確定により、減額するものでございます。

続きまして、その下の介護納付金負担金につきましては、これも歳出で説明いたしました支払基金の確定による増額でございます。

続きまして、その下の前期高齢者交付金1億 5,345 万 4,000 円増額するものでございますが、これは、65 歳から 74 歳までの加入者数に応じまして交付されるものであります。支払基金より額の確定通知がありましたので、増額するものでございます。

続きまして、その下の繰入金の職員給与費等繰入金 94 万 7,000 円と、その他一般会計繰入金1億 1,883 万 9,000 円は、ともに会計上不足額を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

9款の繰越金でございますが、その他繰越金としまして1億4,190万4,000円の増額につきましては、前年度繰越金の残を全額予算計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.64 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第69号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部次長。

No.65 ○経済建設部次長(鈴木重利君)

議案第69号 平成22年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,147万8,000円とするものでございます。

歳出よりご説明します。6ページ、7ページをお開きください。

4款1項1目の公債費元金償還事業で、長期債元金1,170万5,000円増額します。

次の2目 利子、公債費利子償還事業で、長期債利子を2,308万円減額いたします。

これは、繰上償還に伴い、本年度の長期債元金及び長期債利子にそれぞれ差が生じたものでございます。

歳入のご説明をします。4ページ、5ページをお開きください。

3款1項1目の一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金を1,137万5,000円減額いたします。これは、繰上償還に係る利子の削減効果により、一般会計繰入金を減額するものです。

以上で説明を終わります。

No.66 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第70号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部次長。

No.67 ○経済建設部次長(鈴木重利君)

議案第70号 平成22年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ 7,183 万 2,000 円とするものでございます。

歳出よりご説明します。6ページ、7ページをお開きください。

3款1項2目の公債費利子償還事業で、長期債利子 23 万 2,000 円増額をいたします。これは、前年度の起債対象事業費の確定に伴い、本年度の長期債利子に差額が生じたものでございます。

歳入のご説明をします。4ページ、5ページをお開きください。

4款1項1目の繰越金ですが、前年度繰越金 23 万 2,000 円増額をいたします。歳出の増額に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.68 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 71 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤健康福祉部次長。

No.69 ○健康福祉部次長(加藤 誠君)

議案第 71 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,100 万 8,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 9,270 万 8,000 円とするものでございます。

それでは、歳出をご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

3款2項2目 総合相談事業の 416 万円の減額につきましては、地域包括支援センター派遣負担金を、派遣職員の病気等による実情により再計算を行い、減額をするものでございます。

下段、6款1項2目 償還金の 3,516 万 8,000 円は、平成 21 年度の保険給付費に対する過不足分の償還として国・県に返還するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。4ページ、5ページにお戻りいただきたいと思いません。

3款2項3目の国庫支出金の 166 万 4,000 円と、中段の5款3項2目 県支出金の 83 万 2,000 円の地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)及び7款1項3目の繰入金 83 万 2,000 円の地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)の減額は、歳出で説明をいたしました地域包括支援センター派遣負担金の再計算により減額となるものでございます。

続いて、6ページ、7ページをお開きください。

8款1項1目の繰越金 3,433 万 6,000 円は、歳出の償還金に充てるものでございます。
以上で説明を終わります。

No.70 ○議長(矢野清實議員)

以上で日程6を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第1号及び請願第2号が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.71 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号及び請願第2号を日程に追加し、一括議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。

佐藤議会事務局長。

No.72 ○議会事務局長(佐藤政光君)

それでは、朗読をいたします。

平成 22 年豊明市議会第4回定例会請願文書表。

平成 22 年 11 月 30 日

受 理 番
号 1

受理年月日 平成 22 年 11 月 11 日

件 名 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請 願 者 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301 号

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

請願の要旨 医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択

一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

(以下、請願事項 略)

紹介議員

前山美恵子議員

次に、

受理番号

2

受理年月日 平成22年11月22日

件名 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願

請願者

豊明市新栄町7-462

日本共産党豊明市委員会

代表 藤沢 和興

郷右近 修

請願項目

1. 子どもの医療費無料制度を中学校卒業まで拡大すること。

署名者数

1,066名

紹介議員

前山美恵子議員

以上で終わります。

No.73 ○議長(矢野清實議員)

請願第1号及び請願第2号の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より登壇にて説明をお願いします。

No.74 ○22番(前山美恵子議員)

では、紹介議員より請願第1号、第2号について趣旨説明をいたします。

請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願の趣旨説明を行います。

この請願は、毎年行われる愛知自治体キャラバン実行委員会から提出されたもので、30年以上も前から我が党を含め労働組合や医療団体、各種福祉団体がこの運動に参加をし、医療や介護、国保、福祉全般の拡充を図ってまいりました。

例えば、子どもの医療費無料制度の拡充を各自治体に働きかけたのも、いち早く妊産婦健診の拡充を提案してきたのも、等々、この自治体キャラバンでありました。

そこで、今後も赤ちゃんから高齢者まで安心して暮らせる施策を前進させるべく、この請願では提案されています。

長引く不況が続いていますが、民間で働く労働者の賃金が前年と比較をして24万円も減額になり、ますます貧困と格差が拡大され、一般市民は大変暮らしにくくなっているのが現状であります。

我が党が行った市民アンケート調査でも、生活が厳しくなったという声がたくさん寄せられています。特に高齢者、障がい者など社会的に弱い立場にある人ほど福祉の手が届いていないという実態も、再認識した次第であります。

さて、この請願に記載されている介護保険の改善や、高齢者医療、国保、障がい者施策、子育て支援、公衆衛生関係など、福祉施策が拡充をされるならば、きっと市民の暮らしが安定されてくるものと確信をするものであります。

どうか議員各位の賛同をお願いし、ここに趣旨説明といたします。

続いて、請願第2号 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願について、趣旨説明をします。

請願趣旨に記載されていますように、子どもの貧困の問題が深刻となっています。せめて子どもが病気のときぐらい、お金の心配をせずに安心して病院に連れて行ってあげたいと思うのが、家族の願いではないでしょうか。

我が党が街頭で署名活動を行いました。若い家族はもちろん、高齢者の方でも、「せめて子どもや孫が病気のときは」と言いながら署名をしてくれました。

それは、日本の医療費が高過ぎるという背景があります。諸外国では、例えばドイツ、フランス、イギリス、イタリア、カナダなどは、原則的に医療費は無料であります。

日本の場合はどうでしょう。国民健康保険税の滞納世帯には、正規の保険証が交付されないような状況が生まれており、保険税が払えなければ高い医療費にちゅうちょすることもあり得ます。

ある中学校の先生が、「生徒のぐあいが悪く医者に行くように勧めたのだけれども、売薬で済ませてしまったらしく、ちっとも原因がわからないので治らない。本当にかわいそうになった」というお話を聞いたことがあります。「無料制度があれば早く治るのに」、とも言って

いたのですが、相羽市長の公約でも中学校卒業までとなっておりますので、早く実現していただきたいと思うわけであります。

さて、愛知県内を見ても、通院を中学校卒業まで無料にしている自治体は 27 団体になりますし、きっと来年度も前進する自治体が出てくると思われま

す。そこで、ぜひ豊明市でも、子育て支援策として、市民の大きな要望であります無料制度を中学校卒業まで拡充できるよう、議員各位の賛同をお願いする次第であります。

No.75 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第 134 条第 1 項の規定により、請願第 1 号及び請願第 2 号を福祉文教委員会に付託いたします。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.76 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

佐藤議会事務局長。

No.77 ○議会事務局長(佐藤政光君)

朗読をいたします。

議員派遣の件。

平成 22 年 11 月 30 日

豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

豊明市・日進市議会議員合同研修会

- (1) 派遣目的 分権時代の議会改革と議会基本条例に関する研修
- (2) 派遣場所 愛知県日進市
- (3) 派遣期日 平成 23 年 1 月 26 日
- (4) 派遣議員 議員全員

以上で朗読を終わります。

No.78 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

ただいま議題となっております豊明市・日進市議会議員合同研修会への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は、挙手を願います。

(進行の声あり)

No.79 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

豊明市・日進市議会議員合同研修会への議員派遣については、豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元の資料のとおり実施することに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合には、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 12 月 1 日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時48分散会